大仙市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和８年９月２５日

大仙市教育委員会教育長　　伊　　藤　　雅　　己

大仙市教育委員会告示第１２号

大仙市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年１２月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）に定める地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、大仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地域クラブ活動の認定を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「大仙市認定地域クラブ活動」とは、第５条第１項の規定により認定を受け、又は同条第３項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動をいう。

（認定対象団体）

第３条　大仙市認定地域クラブ活動の認定の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

（２）　適切な活動時間や休養日が設定されていること。

（３）　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

（４）　適切な指導の実施体制が確保されていること。

（５）　適切な安全確保の体制が確保されていること。

（６）　適切な運営体制が確保されていること。

（７）　学校等との連携が適切に行われていること。

２　前項各号に掲げる認定要件の該否は、ガイドライン別紙１及び市が定める認定地域クラブ活動認定要件の具体的な確認事項の該否をもって判断する。

３　第１項第４号の場合において、指導者の登録及び研修等については、別に定める。

（認定申請）

第４条　大仙市認定地域クラブ活動の認定を受けようとする地域クラブ活動の運営団体又は実施主体（以下「申請者」という。）は、大仙市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号。以下「誓約書兼申請書」という。）、大仙市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号）及び誓約書兼申請書に記載のある添付書類を教育委員会に提出して申請しなければならない。

２　教育委員会は、前項の申請内容を審査するため、申請者に必要な書類等の提出を求めることができる。

（認定等の決定）

第５条　教育委員会は、前条第１項の規定による申請があった場合には、大仙市部活動地域展開推進本部会議の意見を踏まえ、必要に応じたヒアリング、現地確認等により申請内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による認定の可否を決定したときは、大仙市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第３号）又は大仙市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

３　市又は教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体又は実施主体となり、第３条第１項各号に掲げる認定要件を満たす地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

（認定の有効期間）

第６条　大仙市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定日から当該認定日の属する年度の翌々年度末までとする。

２　大仙市認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、前項の有効期間を更新しようとするときは、当該有効期間満了日の前日までに教育委員会に申し出るものとする。

（変更の届出）

第７条　大仙市認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに大仙市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第５号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第８条　大仙市認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに大仙市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第６号）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第９条　大仙市認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに大仙市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第７号）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第１０条　教育委員会は、大仙市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

（１）　第３条第１項各号に掲げる認定要件のいずれかを満たさなくなったとき。

（２）　不正な手段等により認定を受けたとき。

（３）　不適切な活動内容等が認められ、指導助言等によってもその改善を期待することができないとき。

（４）　大仙市認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

（５）　その他認定の取消しが適当と認められたとき。

２　教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、大仙市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第８号）により、大仙市認定地域クラブ活動の運営団体又は実施主体に通知するものとする。

（大仙市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第１１条　教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、大仙市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（大仙市認定地域クラブ活動に対する支援）

第１２条　教育委員会は、大仙市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものする。

（１）　生徒・保護者等に対する情報提供

（２）　地域クラブ活動の運営、指導者等への公的支援

（３）　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年度末までの間は、教育委員会は、地域クラブ活動が第３条第１項各号に掲げる認定要件のうち、第４号又は第６号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとする。この場合において、教育委員会は、当該地域クラブ活動の運営団体又は実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。